



L P ガス事業者賠償責任保険制度 2025年定期募集オンライン化説明会

開催日時 令和7年6月24日 14時～16時

場 所 沖縄産業支援センター1階
大ホール(住所:那覇市字小禄1831-1)

内 容 1) 2025年度の定期募集オンライン受付について
・Web加入システム【L-Pin】のご紹介
・加入者L-Pinでの手続きフロー
2) 特約、賠償事例について
3) 質疑、応答
4) その他 沖縄県協会よりの連絡事項

主催 一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会


0

Web加入システムL-Pin

2025年6月


1. はじめに

- LPガス事業者賠償保険制度は、15,000事業者を超える会員の皆さまにご加入いただいております。長きにわたり維持・発展を続けております保険制度です。
- 2025年度定期募集より、次世代保険契約管理システム「L-Pin(えるぴん)」をリリースいたします。これまでの紙の加入依頼書を使用した手続きから、インターネットを通じてweb上でのペーパーレスの手続きに変わります。
- 少子高齢化や脱炭素などの社会課題の解決に向け、デジタル技術の活用が社会課題となっております。LPガス事業者賠償責任保険制度におきましても、デジタルを活用することで、より加入者の皆さまにご利用いただき易い制度に変革を進めてまいります。




お困りごと

- ・紙を手書きしたり、郵送したりするのが手間
- ・保険料計算が手計算のため手間がかかる
- ・保険の内容が複雑で何に加入すべきかわからない
- ・現在の加入状況の把握が難しい。



L-Pin (えるぴん)でできること



web でカンタン!

- ・webから保険加入手続きができます。
- ・満期案内がメールで配信され、webでパンフレットも確認できます。
- ・内容変更がwebで手続きできます(一部対象外があります)

**自動計算で
時間短縮!**

- ・正確な保険料が自動で計算されます。
- ・特約追加などの試算が簡単にできます。
- ・一括契約は複数販売所も簡単に集計できます。

利便性 up!

- ・いつでもマイページで加入内容が確認できます。
- ・スマートフォン、タブレットでも操作が可能です。
- ・請求書、見積書、加入依頼引受証がPDFファイルで提供されます。

2

2. L-Pin (えるぴん) の主な機能

機能1. インターネットを経由した保険加入機能

パソコン・タブレット・スマートフォンにてL-pin (えるぴん) にアクセスしていただき、必要事項を入力するだけで簡単に保険加入手続きが完了します。

- ・正確な保険料が自動で計算されます。
- ・特約追加などの試算が簡単にできます。
- ・本社一括契約の事業者は複数の販売所も簡単に集計できます。

機能2. マイページ機能

- ・加入者様毎にお申し込み状況や加入内容を確認できます。
- ・加入手続き完了後にリアルタイムに加入状況を確認することができます。

機能3. 各種書類のWeb発行機能

- ・ご加入手続き時にマイページからお見積書や請求書を発行することができます。
- ・各都道府県協会では保険料の入金を確認後に、引受証 (PDF形式) を発行することができます。
- ・各種書類を必要な時にスピーディーな発行が可能となります。

3. ご準備頂きたいこと、ご利用の流れ

L-Pin 加入者の皆さまにご準備いただきたいこと

ポイント 1 パソコン、スマートフォン、タブレットなどをご用意ください。インターネットでWebを見ることができ、メールを受信できるデバイス(機器)が必要となります。

ポイント 2 メールアドレスをご用意ください。満期のご案内などはメールで配信されます。メールアドレスが加入者のIDになります。

Step3 webで加入手続き

LPガス販売トン数などの情報を入力してください。また特約などの加入有無をご確認ください。保険料は自動的に計算されます。必要があれば見積書、請求書も出力できます。

L-Pin ご利用の流れ

Step4 webで手続き完了

最後に内容を確認いただき、webでの手続きは完了です。登録されたメールアドレス宛に手続き完了のメールが届きます。保険料はメールの指示等に従って、都道府県協会へ別途お支払いください。

Step1 仮ID/PWのお届け

2025年度は従来どおり紙のパンフレット(加入のご案内)などをご提供します。あわせて

- ①[仮IDと仮パスワード]と
- ②[L-PinのURL(QRコード付)]を紙でご提供します。

Step2 webでアクセス

上記①、②をご利用いただき、webでアクセスいただけます。住所や代表者名などを確認・修正し、メールアドレスなどを登録すると前年度の加入内容が反映されている「マイページ」をご確認いただけます。

Step5 webで閲覧、変更可

ご加入いただいた内容は、web上でいつでもご確認が可能です。またweb上で加入内容を変更することもできます。(一部の変更内容に限り)

4. 事業者様へのL-Pin操作手順のご案内

■ 事業者向け説明会などで、L-Pin操作手順をご確認いただけるツールをご案内します。

L-Pinログイン

1. 仮ID/PW通知書・チラシに掲載のURL、またはQRコードよりアクセスいただくようご案内ください。

2. ログインURLは下記の通りです。

ログインURL

<https://www.l-pin.org/lpin/business/businesslogin>

L-Pin LPガス事業者賠償責任保険のWeb手続きがはじまりました!

お申込みの進捗はご自身のマイページでご確認ください。

Webでカンタン! インターネットで簡単手続き	自動計算で時間短縮! 正確な保険料が自動で計算	利便性UP! マイページから加入内容確認&引受証等の印刷可能
-----------------------------------	-----------------------------------	--

■ 保険期間：2025年10月1日～2026年10月1日
■ 手続き期間：ご所属の都道府県協会からのご案内の通り

パソコン・タブレット・スマートフォンをご用意ください。Webでのお手続きはこちら!

ログインURL
<https://www.l-pin.org/lpin/business/businesslogin>
(仮ID・PWは裏面Step1の案内をご覧ください)

<お問い合わせ先>

- ・ (株)日本共済 損害保険(株)
- ・ 損害保険ジャパン(株) 損害保険(株) 損害保険(株) 損害保険(株)
- ・ (株)日本共済 損害保険(株) 損害保険(株) 損害保険(株) 損害保険(株)
- ・ 東京海上日動火災保険(株) 損害保険(株) 損害保険(株) 損害保険(株) 損害保険(株)
- ・ (株)日本共済

一般社団法人 全国LPガス協会 損害賠償事業部 (Tel: 03-6435-9931)
一般社団法人 全国LPガス協会 損害賠償事業部 支店 (ご所属の都道府県協会)

Web申請のご案内

LPガス事業者賠償責任保険制度にご加入いただきありがとうございます。2025年度は従来どおり紙のパンフレット(加入のご案内)などをご提供します。あわせて

- ①[仮IDと仮パスワード]と
- ②[L-PinのURL(QRコード付)]を紙でご提供します。

■ 保険期間：2025年10月1日午後4時から
2026年10月1日午後4時まで

■ 手続き期間：所属の都道府県協会にご案内の通り

下記のQRコードまたはURLからアクセスしてください。その後は手順に沿ってお手続きをお願いします。

<https://www.l-pin.org/lpin/business/businesslogin>

紙のパンフレット・チラシに掲載のQRコードを参照してください。

ログインURL
<https://www.l-pin.org/lpin/business/businesslogin>

仮ID：*****
仮パスワード：*****

※ 上記のURLはパソコン・タブレット・スマートフォンでアクセスしてください。スマートフォンでは、QRコードをスキャンしてアクセスしてください。

※ ログイン完了後は、マイページで加入内容を確認・修正いただけます。

※ ログイン完了後は、マイページで加入内容を確認・修正いただけます。

事業者様へのL-Pin操作手順のご案内




- 事業者向け説明会などで、L-Pin操作手順をご確認いただけるツールをご案内します。

L-Pinの操作手順動画


ショートバージョン

お申込みの流れは
こちらの動画を
ご確認ください。



全種目加入バージョン

お申込みの流れは
こちらの動画を
ご確認ください。




L-Pinチラシ

LPガス事業者
賠償責任保険の
Web手続きが
はじまりました！


Webで
カンタン！

インターネット
で簡単手続き




自動計算で
時間短縮！

正確な保険料が
自動で計算



利便性
UP！

マイページから
加入内容確認&
引受証等の印刷
可能



■ 保険期間：2025年10月1日～2026年10月1日
■ 手続き期間：ご所属の都道府県協会からのご案内の通り

パソコン・タブレット・スマートフォンを
ご用意ください。Webでのお手続きはこちら！

ログインURL
<https://www.l-pin.org/lpin/business/businesslogin>
(仮ID・PWは裏面Step1の案内はがきをご覧ください)

<お問い合わせ先>
・ (東京本部) 損害保険会社
・ (東京本部) システム開発会社 担当：営業開発部 電話：03-3349-3820
・ (西日本) 損害保険会社
・ (東日本) 損害保険会社 担当：グリーンビジネス本部 電話：03-6435-0923
・ (愛知本部) 損害保険会社
・ 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団 (Tel: 03-6435-0923)
・ 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団支部 (ご所属の都道府県協会)

- ・ チラシに掲載のQRコードより
ご確認ください。
- ・ 動画URLは下記の通りです。

URL

<https://youtu.be/fsqRRcaZa58>

LPガス事業者賠償責任保険制度定期募集オンライン特設ページ



沖縄県高圧ガス保安協会
ホームページ
<https://www.okinawakhk.or.jp/>

LPガス部会専用ページに
特設ページ開設
パスワード khk9562

- ・ Web申込み解説動画
- ・ ログインURL
- ・ ヘルプデスク電話番号

一般社団法人
沖縄県高圧ガス保安協会 **LPガス部会**

LPガス事業者賠償責任保険制度定期募集オンライン特設ページ

2025年6月19日

募集オンライン手続き解説動画



LPガス事業者賠償責任保険



5つのステップで申込完了

ネットで簡単！
Web申込の流れを解説

▶ 0:00 / 6:43

パソコン・タブレット・スマートフォンをご用意ください。Webでのお手続きはこちら！

保険オンライン手続きは 下記のURLより
ログインURL <https://www.l-pin.org/lpin/business/businesslogin>
(仮ID・PWは裏面Step1の案内はがきをご覧ください)

事業者専用システムヘルプデスク

開設期間 2025年6月5日から2025年8月31日
電話番号 0120-13-7575
受付時間 平日10:00から16:00
問い合わせ内容 L-Pinシステム操作についてのお問い合わせ

4

7

2025年度LPガス事業者賠償責任保険制度 勉強会資料

2025年6月

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
西日本地区幹事：東京海上日動火災保険株式会社

各種オプション・特約制度について

労働災害総合補償特約

■ 労働災害補償特約の補償概要について

- 怪我や病気を伴う労災事故は法定外補償条項、使用者賠償責任条項でカバー
- 怪我を伴わないハラスメントによる精神苦痛、権利侵害は雇用関連賠償責任保険条項でカバー

法定外補償条項 使用者賠償責任条項 (OP)

<法定外補償条項>

労災事故を被った従業員またはその遺族に対して賠償責任の有無にかかわらず補償するための保険です。政府労災の上乗せとして、従業員への補償をする保険です。



➡ 従業員を守る

<使用者賠償責任条項 (OP)>

使用者賠償責任条項は、労災事故により従業員が死傷し、使用者が法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害賠償額のために備える保険です。



➡ 会社を守る

雇用関連賠償責任条項 (OP)

- 23年度から補償追加
- 使用者賠償責任条項とセットでオプション選択
- ハラスメントによる精神的苦痛・権利侵害等によって使用者が法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害賠償額のために備える保険です。



パワハラ



セクハラ



マタハラ



不当解雇

労務リスクの現状

法改正への対応と高額化する賠償額・“新たな”労働紛争の広がり

法制度の変遷

労働法務分野において労働者を守るための法改正が進んでおり、労災事故の撲滅は国の重点施策となっています。

法改正動向

2006年4月施行	労働安全衛生法改正 ：長時間労働者への健康管理の義務化
2008年3月施行	労働契約法（新法） ：安全配慮義務の明文化
2010年4月施行	労働基準法改正 ：長時間労働の抑制・労働者の健康確保
2015年4月施行	労働安全衛生法改正 ：ストレスチェック制度の創設
2022年4月施行	労働施策総合推進法（パワハラ防止法） ： パワハラ防止のための雇用管理上の措置義務化（中小企業）
2024年4月施行	働き方改革関連法（適用業種拡大） ：* 2019年以降順次 時間外労働の上限規制、事業者の努力義務明文化

- 自動車事故は**1,000人に2.9人**
総人口約1億2,500万人に対して交通事故被災者約36万人
- 労災事故は**1,000人に11.6人**
労働人口約6,700万人に対して労働災害事故の被災者数約77.7万人
- 雇用トラブルは**1,000人に23人**
雇用トラブル相談件数約129万件に対して
役員を除く雇用者の人数約5,620万人

過労死リスク

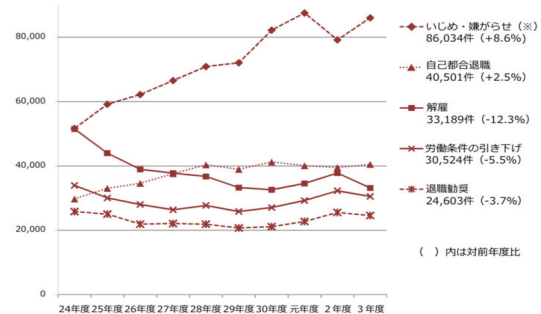
安全配慮義務の強化に伴い過労や精神疾患を原因とする訴訟が増加し、賠償額も高額化しています。

1	約1億8,785万円	A鋼球製作所事件	H20年	過労死
2	約1億8,700万円	K産業事件	H22年	過労死
3	約1億6,524万円	S木工事件	H6年	原木落下
4	約1億3,500万円	K医大事件	H14年	過労死
5	約1億2,588万円	D広告事件	H8年	過労自殺
6	約1億1,111万円	Oソース事件	H12年	過労自殺
7	約1億 700万円	O府立病院事件	H19年	過労死
8	約1億 398万円	O農協事件	H21年	過労自殺
9	約9,905万円	K電工事件	H22年	過労自殺
10	約9,280万円	I医療機器事件	H24年	過労死

新たな労働紛争の広がり

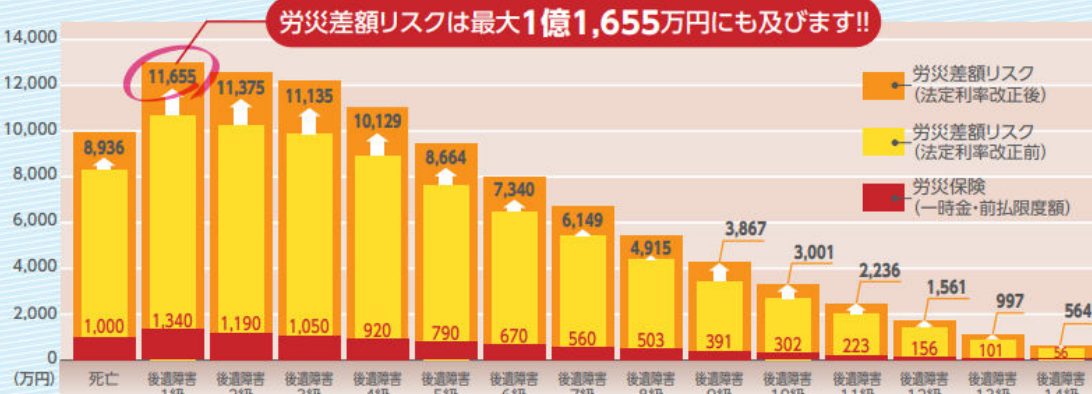
近年では、労働紛争を解決するための様々な制度も整備されており、職場でのいじめ・嫌がらせなどのハラスメントに起因するトラブルや相談も増加傾向にあります。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)



『使用者賠償責任条項』の必要性

● 労災差額リスク



35歳男性

労災事故により
後遺障害1級に認定された場合

年収**500万円**(給付基礎日額1万円)

被扶養者 妻、子供1人(18歳未満)

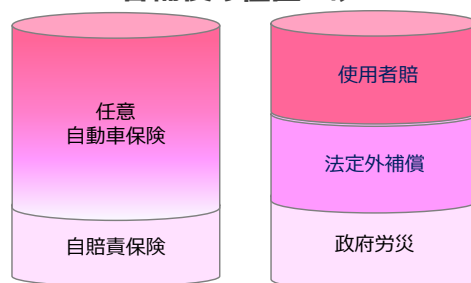
逸失利益 約**8,855万円**

慰謝料 約**2,800万円**

葬祭費用・諸経費 +α

※慰謝料は弁護士基準を採用しています

各補償の位置づけ



【自動車保険】

【労災総合保険】

■『雇用関連賠償責任条項』の必要性



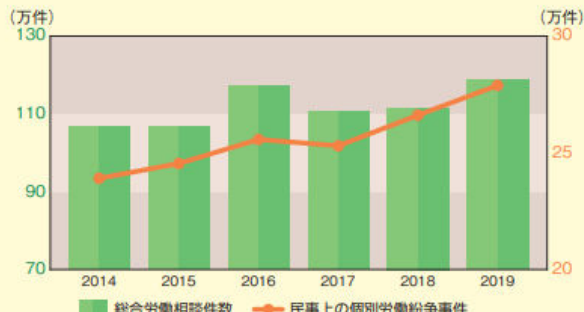
2022年4月より中小企業でも「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じること」が**義務化**されました。

パワハラ防止法(*)が20年6月より施行され、中小企業でも「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じること」が義務化され、事業主によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています。

(*)「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

55人に1人の潜在リスク(※)

解雇、職場におけるいじめ等の相談件数は年間100万件超
(全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数)
(※)相談件数を日本の労働人口(約5,500万人)で割ったもの



引用・参考:厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」

パワハラ防止法等の成立により、事業主によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています

パワハラ防止法*1等の内容

- 「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化*2されました。
- パワハラに関する紛争が生じた場合、都道府県労働局長に申請することで、調停制度を利用できるようになりました。
- セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。



*1 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

*2 大企業では2020年6月に義務化、中小企業では2022年4月に義務化されました。

5

■雇用関連賠償責任に関連する判決例

No	解雇対象者	判決日	事案	見込支払額
1	労働者派遣 業社員	横浜地裁 2011/1/25	整理解雇の対象となったが、整理解雇の要件を満たさないものとして、裁判上無効とされた。	・賃金：毎月約30万円(09年6月～11年1月) 見込支払額：約600万円
2	大学職員	東京地裁 2010/7/12	能力不足を理由として、就業規則(やむを得ない事情があるとき)に基づき解雇を行ったが、裁判上無効とされた。	・賃金：毎月約60万円(09年3月～10年7月) 見込支払額：約1000万円
3	自動車機械 工	那覇地裁 2010/4/14	原告が上司を殺すと発言したこと等の態度が労務協約上の「秩序を乱す行為」にあたるとして解雇を実施したが、裁判上無効とされた。	・給与：毎月約30万円(08年1月～10年4月) ・夏季手当：毎年6月 約60万円 ・年末手当：毎年12月 約60万円 見込支払額：約1100万円

※裁判所ホームページで労働事件裁判例として分類されている判例のうち、不当解雇を無効とした地裁判例を抽出(2010～2011年を対象)。

総合賠償特約（施設賠償責任保険）

総合賠償特約とは、「施設賠償責任保険」「請負業者賠償責任保険」「生産物賠償責任保険（日本国内）」に当制度用の特約をセットにした商品のペットネームです

7 施設の欠陥や施設の内外で行われる仕事の遂行に起因する対人・対物事故への賠償

① 事故例

店舗に設置した看板が落下し、通行人がケガをした!

施設または仕事の遂行に起因する対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- 従業員が運んでいたビールをこぼしてしまい、来店客のバッグを汚損した。
- 台車で商品を移動中に台車が来店客に接触し、来店客がケガをした。



8 イベントに起因する対人・対物事故への賠償

① 事故例

お祭りでお神輿が建物に接触して窓ガラスを破損した!

イベント(行事、催し物など)の遂行に起因して発生した対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- スポーツ大会で誘導ミスがあり、観客が将棋倒しになってケガをした。
- ライブ会場で、機材から発火し、火災によって観客がケガをした。



7

総合賠償特約（生産物賠償責任保険）

総合賠償特約とは、「施設賠償責任保険」「請負業者賠償責任保険」「生産物賠償責任保険（日本国内）」に当制度用の特約をセットにした商品のペットネームです

9 製造・販売・提供した製品・商品による対人・対物事故への賠償

① 事故例

販売した弁当により食中毒が発生した!

生産物に起因する対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- 製造した自転車に欠陥があり、ユーザーがケガをした。
- 製造したガス器具が不具合により発火し、家を焼失させた。



10 行った工事・サービスの結果による対人・対物事故への賠償

① 事故例

外壁工事にミスがあり、工事完了後に一部が落下。歩行者がケガをした!

仕事の結果に起因して仕事の終了後に発生した対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- 電子レンジを修理したが不具合により発火し、住人がケガをした。
- 太陽光パネルの設置時に屋根にビスを打ったところ、工事完了後に雨漏りが発生し、室内が汚損した。



9

8

総合賠償特約（請負賠償責任保険）

総合賠償特約とは、「施設賠償責任保険」「請負業者賠償責任保険」「生産物賠償責任保険（日本国内）」に当制度用の特約をセットにした商品のペットネームです

仕事の遂行に起因する対人・対物事故への賠償

① 事故例

建設工事中に誤って梯子を倒してしまい、駐車していた車を破損した!

仕事の遂行に起因する対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- ビル清掃作業中、誤ってビル来訪者に台車をぶつけてしまい、来訪者がケガをした。
- 掘削工事中、工事と関係のない下水道管を誤って破損した。
- 工場内でフォークリフトを使用中、誤って工場見学に来ていた学生に接触し、学生がケガをした。



施設の欠陥に起因する対人・対物事故への賠償

① 事故例

従業員の寄宿舎でガス漏れによる事故が起こり、近隣の住宅が破損した!

施設に起因する対人・対物事故(*1)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

こんな事故にも

- 仮設の資材置場の管理ミスで、資材置場で火災が発生し、近隣の建物が破損した。



9

事故発生後に生じる費用

訴訟等に発展した場合の費用

① 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

② 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

③ 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

④ 協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

上記①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止軽減費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 争訟費用} + \text{④ 協力費用}$$

例外 「⑤法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、③争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{③ 争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{⑤法律上の損害賠償金}}$$

和解判決による損害賠償金のお支払い

⑤ 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

! 法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

⑤法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑤ 法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

サイバーオプション

- 24年度のLP賠改定によって個人情報漏えい賠償特約が全加入者に付帯
 - 個人情報漏えい賠償特約（賠償責任限度額：500万円、費用限度額：50万円）がLP賠の全加入者様へ付帯されています。
 - 一方で、サイバー攻撃が起きた際には**多額の調査費用、普及費用**がかかります。
 - これらの費用はサイバーオプションでの補償のみとなっているため、補償の違いについてご説明いたします。

サイバーオプション費用補償一覧

個人情報漏えい賠償特約費用補償一覧

- ・人件費
- ・交通費・宿泊費
- ・通信費・コールセンター委託費等
- ・個人情報漏えい通知費用
- ・社告費用
- ・個人情報漏えい見舞費用
- ・法人見舞費用
- ・クレジット情報モニタリング費用
- ・公的調査対応費用
- ・損害賠償請求費用

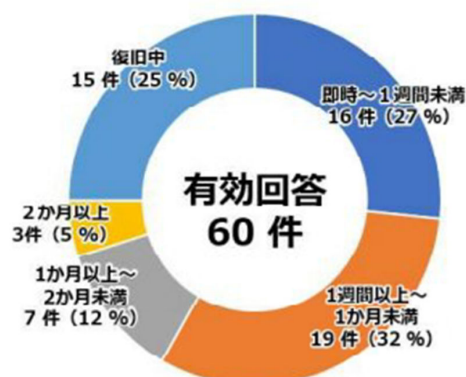
- ・サイバー攻撃対応費用
- ・**原因・被害範囲調査費用**
- ・相談費用
- ・**データ等復旧費用**
- ・再発防止費用
- ・訴訟対応費用

11

■ サイバー攻撃を受けた際の普及に要した期間と費用

- 復旧までに要した期間は1週間以上が73%、1か月以上が41%と適切な対策を講じないと長期化の可能性があります。
- サイバー攻撃の原因調査、復旧にかかる費用は100万円以上が74%、半数以上が500万円以上と高額ですが、個人情報漏えい賠償特約では補償対象ではありません。

【図表23：復旧に要した期間】



【図表24：調査・復旧費用の総額】



出典：警察庁、令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について（令和5年）

■ 想定事故例

会社概要	年間売上高：10億円 従業員数：30名
事故内容	従業員のパソコンがウイルス感染し、過去に送受信したメールが不正に閲覧される・流出するなどして、取引先に対して不審なメールを発信してしまった。
対応の流れ	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">本事例で想定している主な対応と損害額</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ パソコン・サーバのフォレンジック調査・復旧：400万円 ■ 取引先対応にかかる弁護士相談：150万円 <p style="text-align: right; font-weight: bold; margin-top: 10px;">合計550万円</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: small;"> 上記以外に主に以下の対応が必要となることも想定されます。 ・再発防止 </div> </div>

対応の流れ

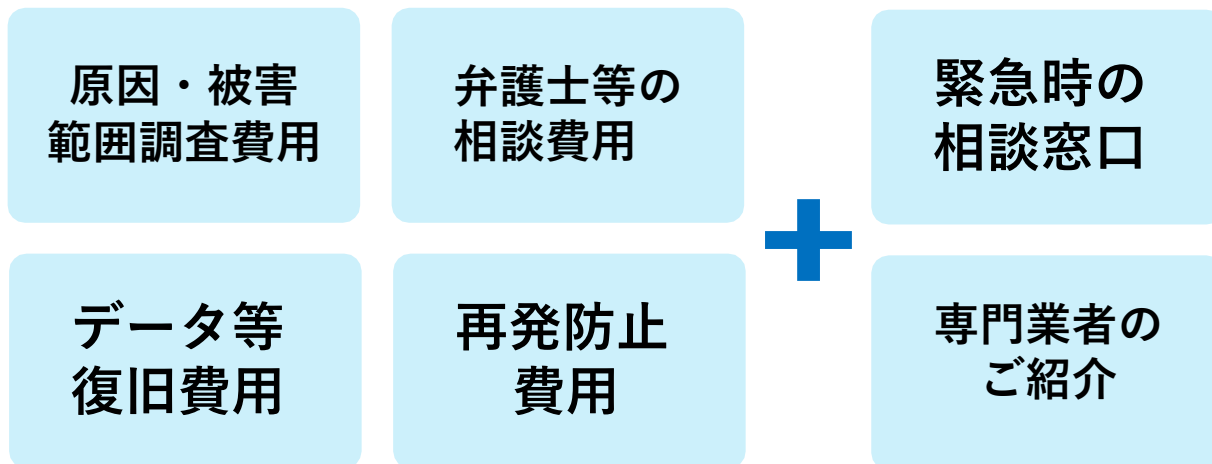
13

- 費用補償以外の違いとしては、サイバーオプションは相談窓口の付帯サービスを提供。
- **早期復旧が重要なLPガス事業者**にとって、いざという時の迅速な対応に貢献します。

5つの 特長	<div style="background-color: #003366; color: white; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: left; padding: 5px; font-size: small;"> 日常の サイバートラブル 対応からご支援 </div> </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: left; padding: 5px; font-size: small;"> 経験豊富な サイバー専門家 がご支援 </div> </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: left; padding: 5px; font-size: small;"> 多様な 専門事業者 ラインナップ </div> </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: left; padding: 5px; font-size: small;"> 初動から 再発防止 までご支援 </div> </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: left; padding: 5px; font-size: small;"> 保険適用外 でも利用可能 </div> </div>
サービスの 概要	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; font-size: x-small;"> ウイルス感染等の日常のサイバートラブルに、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。 </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; font-size: x-small;"> インシデント対応に実績のあるサイバー専門組織が対応いたします。 </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; font-size: x-small;"> 弁護士 フォレンジック コールセンター メディア対応 </div> <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; font-size: x-small; margin-top: 5px;"> 多様な専門事業者の中から、最適な事業者をご紹介します。 </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; font-size: x-small; margin-top: 5px;"> 初動対応から、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。 </div>	<div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; font-size: x-small; margin-top: 5px;"> 仮に保険が適用されない場合でもサービス利用可能です。(専門事業者手配の実費はお客様のご負担となります。) </div>

■まとめ

- サイバーオプションは個人情報漏えい以外のサイバー攻撃も補償可能ですが、最大の訴求ポイントは費用補償が充実していることです。
- 特に、高額な原因調査費用、復旧費用が補償対象となる点をご案内願います。
- エネルギーインフラとして早期の復旧が求められるLPガス事業者にとって、緊急時の相談窓口にて経験豊富なアドバイザーの支援を得られる点も大きなアピールポイントとなります。



2024年度商品改定について

制度改定の概要

■ 実施日

2024年10月1日

■ 対象契約

『LPガス事業者賠償責任保険制度（以下、LP賠）』におけるすべての契約

LPガス販売事業者賠償責任保険、LPガス受託認定保安機関賠償責任保険

LPガス配送事業者賠償責任保険、LPガススタンド保険

■ 追加となる補償

① 第三者の身体または財物には損傷が無く、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

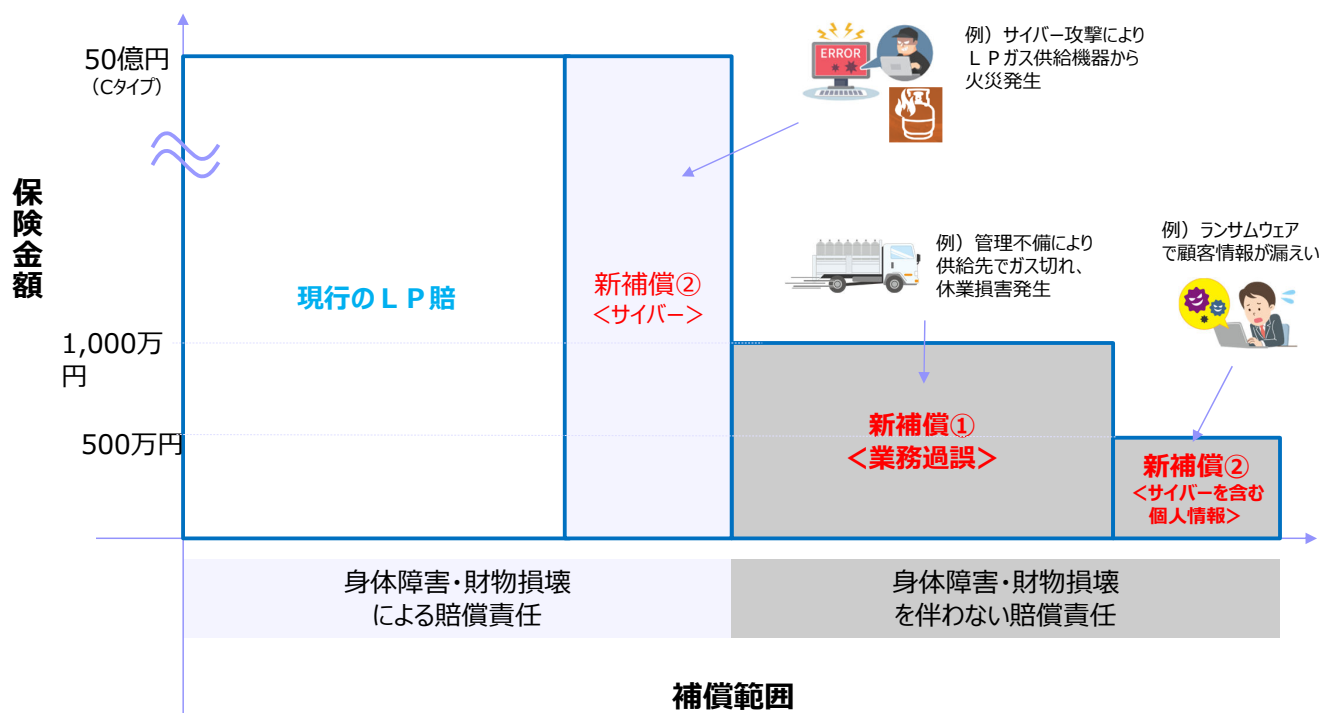
② 個人情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

■ 料率改定

平均約10%程度の保険料率引き上げ ※個別の保険料率は加入のご案内をご参照ください

17

2024年度 LP 事業者賠償責任保険制度の改定イメージ



18

新たな補償 ① 第三者の身体または財物には損傷が無く、 休業損害等のみが発生することによって 生じた賠償

19

新たな補償① 第三者の身体または財物には損傷が無く、 休業損害等のみが発生することによって 生じた賠償

対人・対物の賠償を伴わない賠償請求について

- ・ 現在のLP賠約款では「対人または対物事故を伴わない賠償請求」については、賠償責任保険普通要件約款に則り、一律補償の対象外（無責）となっています。
- ・ また、液石法に定められる慣習上の弔慰金・見舞金においても、LPガスの取扱上の過誤に起因する事故の場合には、LPガス業者特約条項(第4条)に則り、補償の対象外（免責）となっています。



特に、① 配送の遅延 ② 点検時の誤閉栓によってガス切れが発生してしまい、供給先の業務が滞ったケースにおいて、賠償責任は発生するにも関わらず、補償対象外となるような事案が度々発生しています。

20

15

【実際に起きている事故の例】

業種	概要
販売	飲食店(蕎麦屋)で設備増設を把握できず、ガス切れが起こった。
	PHSによりバルクの残量監視を行っていたが、電波状況の不調によりガス切れを起こし、製品に欠陥が出たとクレームを受けた。
配送	陶器を焼成する窯の燃料切れで、中の陶器の色・風合いがダメになり、賠償した。 ※1時間程度のガス欠で26万円の賠償請求となったとの情報あり。
	ガス配送遅延のため、営業が出来ないとクレームを受けた。(パチンコ店内食堂)
保安機関	一般家庭において、保安業務の不手際(コックの開け忘れ)によりガスが止まり、クレームとなったケースがあった。
スタンド	タクシーへのガス供給後に間違えて緊急遮断弁のバルブを閉めてしまい、走行中に車両が停止したため、クレームを受けた。

21

新たな補償 ② 個人情報の漏えい、

サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

22

16

新たな補償② 個人情報情報の漏えい、 サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

個人情報情報の漏えい、ならびにサイバー攻撃に起因する損害賠償について

- ・ 現在のLP賠償約款では「第三者の身体または財物に損害を与えた場合」に該当しない、
個人情報情報の漏えいに伴う賠償責任については、補償の対象外（無責）となっています。
※個人情報漏えい賠償特約、およびサイバーオプションで補償することが出来ます。
- ・ また、現在のLP賠償約款では、「サイバー攻撃に起因して発生した賠償事故」については、
補償の対象外（免責）となっており、例えばサイバー攻撃を受けたことに起因して爆発
事故が発生した場合においても、LP賠償ではお支払いが出来ないこととなっています。
※個人情報漏えい賠償特約、およびサイバーオプションでも補償の対象となっておりません。

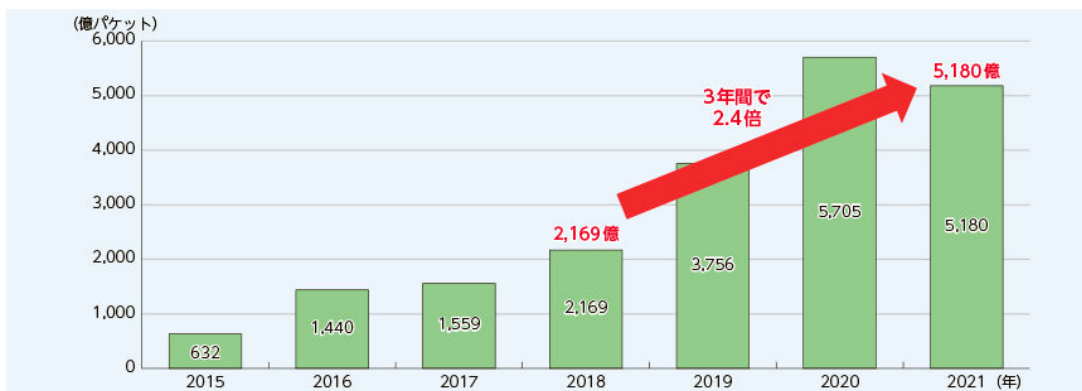


リスクが日々高まっており、直近での業界に広く認知されているシステムにおける事故の発生から事業者の関心も高い「万が一サイバー攻撃を受けた際に発生する上記の賠償責任について、現行のLP賠償のみでは全く手当が出来ていない状態」にあります。

23

サイバー攻撃のリスクの急激な高まり

- ・ サイバー攻撃に関連する通信量は過去3年間で2.4倍、過去10年間では実に66倍に増えており、特に近年では企業の大小を問わず被害が発生し、リスクが増加しています。
- ・ 2022年の日本国内におけるサイバー攻撃発生件数は週平均970件もあり、前年比で29%増加しました。

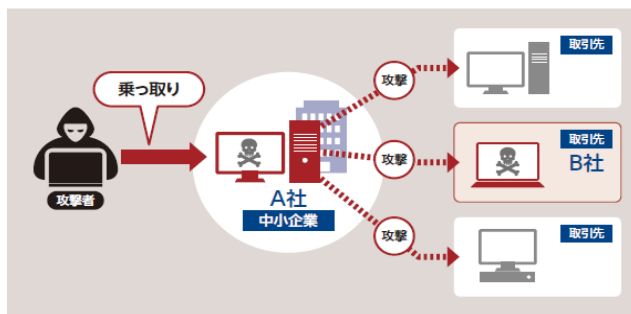


出典：総務省作成 令和4年度版「情報通信白書」

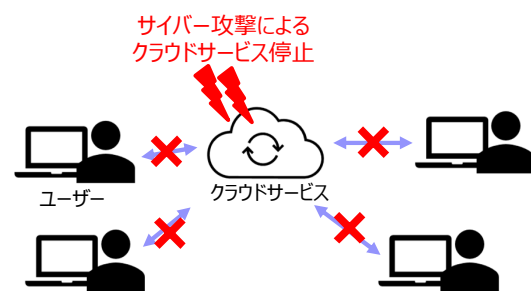
24

サイバー攻撃による被害の多様化、ニューリスクへの対応

- サイバー攻撃による被害は多様化しており、**10年前では考えられない被害**が出ています。
 (例) サプライチェーンを踏み台としたサイバー攻撃による自動車OEM大手の工場停止
 インターネット接続していない病院システムにおけるランサムウェア被害
- LPガス業界もDXが進む中で、サイバー攻撃による従来に無い脅威にさらされる可能性があります。
 実際にLPガス業界で広く使用されている検針システムがサイバー攻撃を受け、サービス利用が停止する
 といった実例も発生しています。
- 今後も新たなリスクが発生していく中で、**現行のLP賠では補償出来ない領域が広がる危険性**があります。



25 踏み台攻撃による取引先へのサイバー攻撃



1つのサイバー攻撃で多くのユーザーに影響

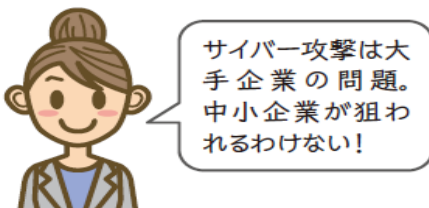
サイバーリスクは他人事ではありません



➡ ウィルス対策ソフトだけではもはや防げない



➡ 気がつかないうちにサイバー攻撃の加害者になってしまうこともある



➡ 近年よく聞かれる「ランダム攻撃」。インターネットに接続されている全ての端末が手当たり次第に攻撃者から狙われている事実



➡ 従業員教育などのセキュリティ対策は徹底出来ている企業は少ない

新たな補償② 個人情報情報の漏えい、
サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

LPガス事業者の業務もインターネット環境・システム環境無くしては行えない部分が多くなってきている中、急増するサイバー攻撃の脅威に対し、想定を超えた新しいリスクが発生する可能性も高くなってきています。

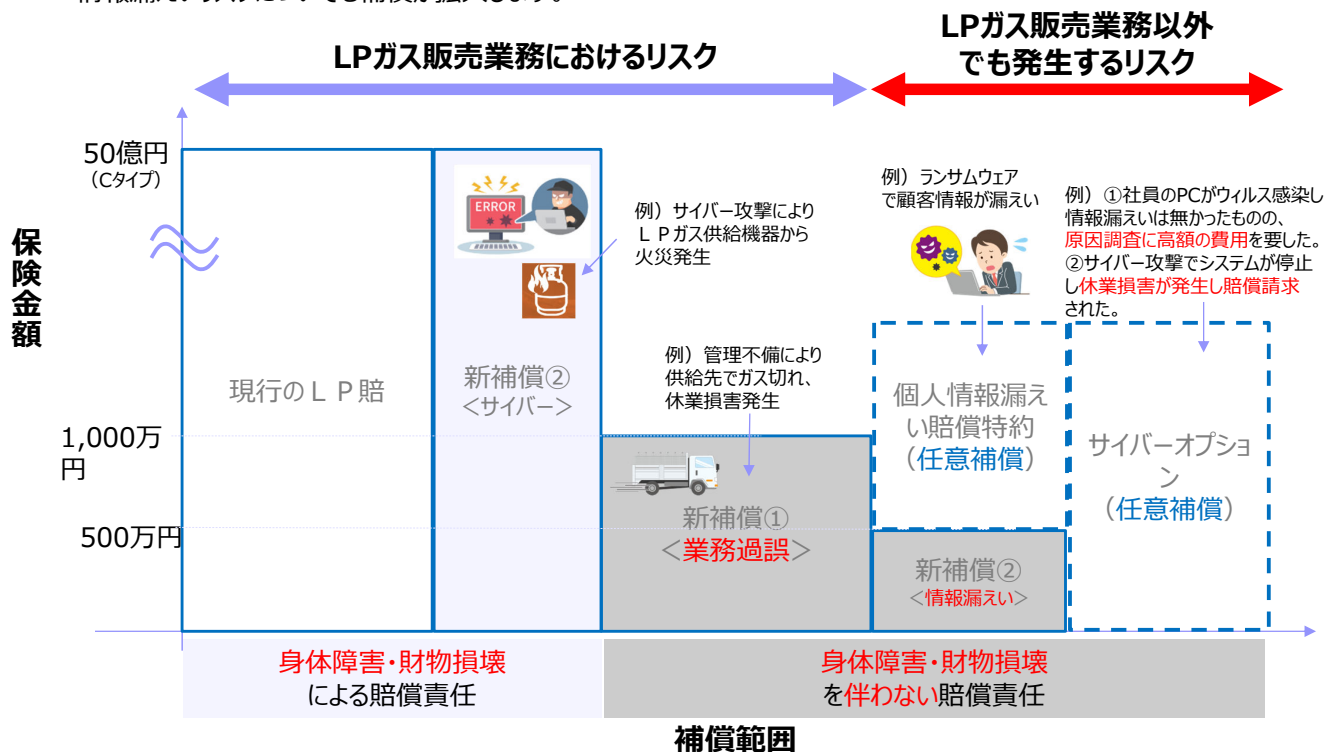


新しい補償②は、サイバー攻撃に対するLPガス事業者様が対面する新しいリスクに対応する為のものです。

27

改定による補償変更イメージ

- ・改定によってLPガス販売業務における補償が拡大することに加えて、LPガス販売業務以外でも発生する情報漏えいリスクについても補償が拡大します。



28 ※LPガス販売業務以外での身体障害、財物損壊による賠償責任は「総合賠償特約」で補償可能です。

【再掲・まとめ】制度改定の概要

- **実施日**

2024年10月1日

- **対象契約**

『LPガス事業者賠償責任保険制度（以下、LP賠）』におけるすべての契約

LPガス販売事業者賠償責任保険、LPガス受託認定保安機関賠償責任保険

LPガス配送事業者賠償責任保険、LPガススタンド保険

- **追加となる補償**

① 第三者の身体または財物には損傷が無く、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償

② 個人情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償

- **料率改定**

平均約10%程度の保険料率引き上げ ※個別の保険料率は加入のご案内をご参照ください

29

ご清聴いただきありがとうございました。

賠償保険事故対応について ～事故発生時の流れ～

2025年6月

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
東京海上日動火災保険株式会社



東京海上日動

本日の講習内容

2

事故発生時の流れ ～初期対応・示談交渉～

1. 事故が起きた時
2. 初期対応のポイント
3. その後の流れ
4. ご参考

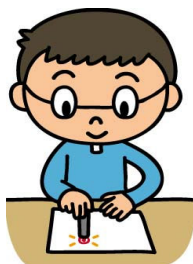


事故発生時のおよその流れは次の通りです。

事故発生

Step.1

事故報告書の作成



Step.2

書類などのご提出



Step.3

保険会社による確認



Step.4

保険金のお支払い



詳細は『「LPガス事業者賠償責任保険制度」加入のご案内』を
ご参照ください。

事故発生時には、皆様による初期対応も必要になります。

事故発生

Step.1

事故報告書の作成



初期対応

現場にいるのはLPガス事業者の皆様です。
保険のご請求やスムーズな解決のためには、
初期対応が重要です。

具体的には…

- お相手の方への対応
- 保険のご請求に必要な、
事故状況などの確認





保険のご担当者だけでなく、現場の方も知っておく必要があります。

保険会社は示談代行ができません。



◆ 保険会社による示談代行ができる範囲

自動車保険など一部 	○
その他の保険 (LPガス事業者賠償責任保険を含む) 	×

！ 示談代行ができない理由

示談代行については、弁護士法第72条※により弁護士以外の者が法律事務を行うことが禁止されています。

但し、自動車保険など一部の保険だけは、被害者救済を図る目的などで示談代行が可能になっています。

※弁護士法第72条 非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止
弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、意義申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁、若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。

皆様の事故対応力を高めて頂くことが必要です。

初期対応を誤ると、その後の交渉がこじれる可能性があります。



確実な初期対応		初期対応ミス
短期 (スムーズ)	解決までの時間	長期化傾向
不当要求の排除 = 適正	賠償額	相手の言いなり = 高額
コスト増加要因なし	企業の間接被害	自己負担額増加 事務コスト増加
事故による影響の抑制	将来的な被害	風評被害による更なる トラブル

初期対応ミスは更なるトラブルなどに繋がりがねません。

3つのポイント

① 救護活動

② 誠意ある対応

③ 適切な交渉



これらを実行することが、適正な解決に結びつきます。

『救護活動』は最優先

❗ 事故直後の対応が悪くてトラブルになった事例

道路工事の最中、一時開放していた歩道で通行人が転んだが、工事業者としては通行人に非があるものと判断し、ケガの救護を何もしなかったところ、通行人が激怒し工事業者の対応を批判、過剰な損害賠償請求をしてきたもの。

(実は、工事に使用していた備品のはみ出しが、転倒原因だったことが判明)



- 応急手当を行い、重傷のときは救急車を手配する。
- お声掛けし、ケガに対するお見舞いの意を表す。
- 軽傷でも念のため医師による診断をご案内する。



物損の場合は、二次被害や被害拡大の防止措置が必要です。

お詫び

- ・ 関係構築のためには、お詫びが必要です。
- ・ お詫びはご立腹された相手方のクールダウンの方法にもなります。
- ・ 謝ったとしても、**賠償責任を認めたことにはなりません。**
(道義的責任と賠償責任とは異なります)



傾聴する

- ・ 先に相手方の言い分を聞きます。
- ・ 相手方が何を求めたいと思っているか察します。



あいまいな受け答えはしない

- ・ あいまいな受け答えをすると、相手方に誤解を与え、ご迷惑をお掛けすることがあります。



ご参考 感じ方の個人差

すぐに (ただちに)、
ご連絡させていただきます

・・・5分程度？

後ほど、
ご連絡させていただきます

・・・30分程度？

後日、
ご連絡させていただきます

・・・2~3日程度？



- ・ 皆様と相手方との感覚が一致するとは限りません。
- ・ **具体的な日数、時間を伝える**ようにします。

事故直後の示談はしない

重要です！

- ・相手方にも過失がある場合も想定されますので、全額賠償などの約束は厳禁です。
(損害が発生しても、皆様に賠償責任が発生しない場合があります)
- ・相手方の要求内容が妥当なものかの判断も必要になります。
- ・**一筆を求められても、応じてはいけません。**



◆ 受け答えのご参考例

「この場でお約束まではできませんが、ご要望は確かに伺いました」 など

事故状況を確認する



◆ 確認事項

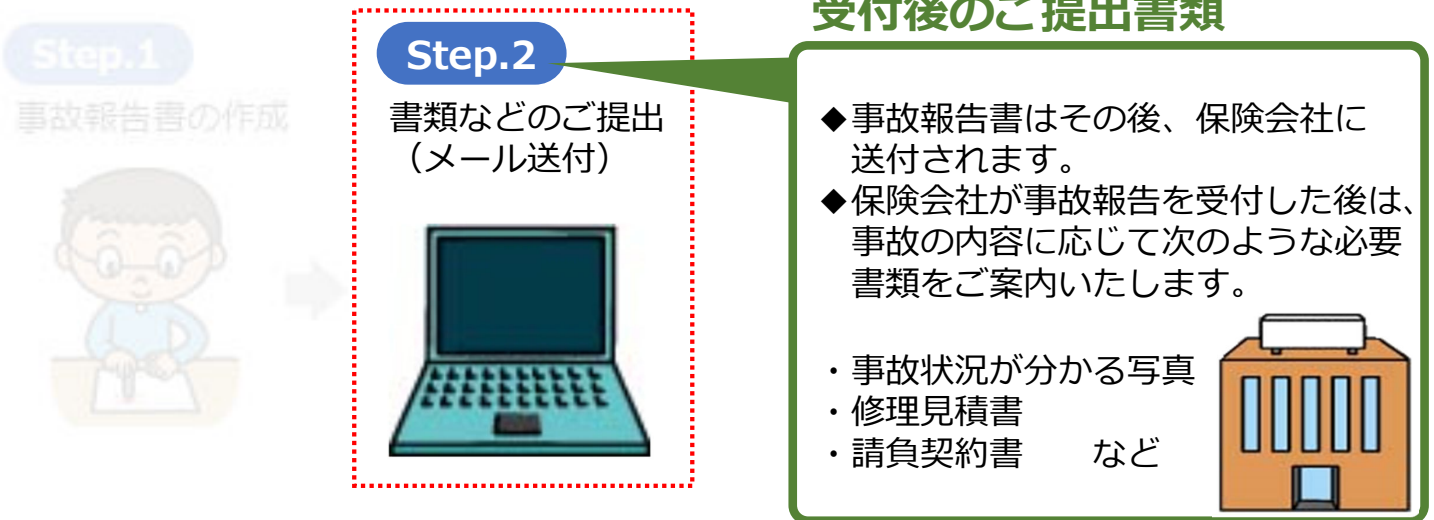
いつ (When)	事故発生年月日と時間（発生時期・発見時期）、竣工日・引渡日
どこで (Where)	事故の発生場所
だれが (Who)	加害者、被害者の氏名・住所・連絡先、その他関係者 など
何を (What)	物損 … 何が壊れたか、どのように壊れたか 人身 … 身体のどの部位にケガを負わせたか
どうして (Why)	事故の原因となった作業（作業不備やミスの内容）
どのようにした (How)	物損 … 破損の範囲、復旧方法、概算金額 など 人身 … ケガの程度、病院名、治療見通し など

可能な範囲で

5W1Hに沿って確認することが基本になります。

事故報告書を協会、または幹事保険会社（東京海上）までご連絡ください。

※本社一括契約の場合は申込先の都道府県協会または営業所所在地の協会にご連絡ください。



事故が起きてしまったら、早期にご報告をお願いいたします。



保険会社の担当者が内容を確認させていただきます。



示談交渉は保険会社と連携して頂きながら、慎重に手順を踏む必要がございます。



相手方と示談する

示談とは？

被害者と加害者とが互いに譲り合って、話し合いで賠償額や支払方法を円満に決める方法です。

示談は一種の契約（和解契約）と見なされ、一度成立すると原則破ることができません。（民法695条、696条）

※賠償金額の決定等においては保険会社の同意が必要です。

Step.4

保険金のお支払い



示談書の取交しは必要？

示談は口頭による相互の意思表示だけでも有効ですが、後日のトラブル防止のため、示談書を取り交すのが一般的です。



保険会社が被害者と直接、示談交渉はできませんが、解決に向けて協力・援助をさせていただきますので、お困りのことがございましたらご遠慮なくご相談ください。

示談書の見本

示 談 書									
①	<table border="1"> <tr> <td>当事者甲 (被害者)</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>当事者乙</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> </tr> </table>	当事者甲 (被害者)	住所		氏名	当事者乙	住所		氏名
当事者甲 (被害者)	住所								
	氏名								
当事者乙	住所								
	氏名								
②	<table border="1"> <tr> <td>事故年月日</td> <td>平成 年 月 日 時 分頃</td> </tr> <tr> <td>事故発生場所</td> <td></td> </tr> </table>	事故年月日	平成 年 月 日 時 分頃	事故発生場所					
事故年月日	平成 年 月 日 時 分頃								
事故発生場所									
③	<p>示 談 条 件</p> <p>上記事故に関連して甲が被った一切の損害に対する賠償として、乙は、¥000,000-を甲に支払う。(以下余白)</p> <p><small>当事者協議の結果、上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切真贋・請求の申し立てをしないことを誓約します。</small></p>								
④	平成 年 月 日								
⑤	当事者 甲 氏名 _____ 印 当事者 乙 氏名 _____ 印								

記入項目

- ① 被害者、加害者の住所・氏名
- ② 事故日時と事故発生場所
- ③ 示談条件（賠償金の合計額）
- ④ 示談をした日付
- ⑤ 当事者の署名・捺印



示談書は、各当事者と保険会社がそれぞれ保管します。

示談後

- ・ 示談成立後は、必要書類が整い次第、速やかに保険金をお支払いいたします。



必要書類 (ご提出頂く書類)

示談書

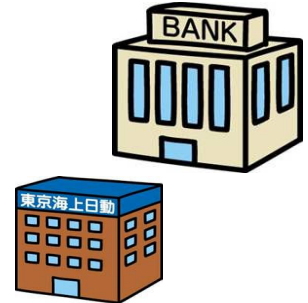


保険金請求書



※ 保険金請求書は示談書の作成前に別途、ご提出頂いても結構です。

保険金のお支払い



示談解決ができなかった場合

- ・ 保険会社と打ち合わせた金額で示談がまとまらなかった場合には、相手方の主張のポイントを整理して、再度、保険会社にご相談ください。
- ・ 相手方の要求が過大で示談が困難なときには、相手の要求を拒絶することが必要な場合もございます。
- ・ 相手が訴訟や調停などに持ち込んだときには、ただちに保険会社に連絡頂き、対処策をお打合せ願います。



① ご立腹された方

天井から水漏れが発生したぞ！ どうしてくれるんだ！



「ご迷惑をお掛けしたことは申し訳なく思っております」
 「事故原因について確認させて頂いた上で、今後の対応方法をご案内させていただきます。なるべく早く回答いたしますので、お時間を頂けないでしょうか？」



② 過大要求

この場で賠償金を決めてくれないと、こっちだって修理するものもできないじゃないか！



「弊社としてのお返事を検討させていただきます」
 「弊社の責任の範囲内で**正当な賠償**をさせていただきます」



③ 誠意

誠意を見せろ！！



「ご迷惑をお掛けしたことは誠に申し訳なく思っております」
 「賠償金については**一般的に妥当と考えられる内容**を十分に検討した上でご提示しております」
 「弊社としても、**一般的な賠償額水準**を超えてのお支払はいたしかねますので、なにとぞご理解ください」（弁護士推奨例）



④ 慰謝料

慰謝料を払ってほしい！



「弊社としてのお返事を検討させていただきます」
 「なるべく早く回答させていただきますので、しばらくお時間を頂けないでしょうか？」



ご高覧誠にありがとうございます。

*To Be a **Good Company***



東京海上日動

TOKIO MARINE
NICHIDO



～協会からのお知らせ～

案内1 会員名簿修正について

現在の名簿記載事項に修正等がございましたら、
当協会ホームページより修正いただきますようご協力お願い致します。

当協会ホームページ <https://www.okinawakhk.or.jp/>

(協会案内 ▶ 会員名簿修正について ▶ 修正箇所入力)

案内2 会員限定メールアドレス登録のお願い

会員への各種ご案内・情報提供につきまして、メール配信を導入しております。
登録がお済みでない事業所につきましては、登録方法をご確認のうえご対応
お願い致します。

【登録方法】

当協会ホームページ <https://www.okinawakhk.or.jp/>

(協会案内 ▶ 会員メールアドレス登録について ▶ メール登録フォーム)

【注意点】

社内でメール受信担当者を決めていただき、
会員事業所単位で「2件まで」登録が可能となります。

お問い合わせ 総務 098-858-9562